



印西情第1175号  
平成30年12月18日

印西市情報公開・個人情報保護審査会会長 様

印西市長 板倉 正直



印西市個人情報保護条例及び印西市情報公開条例の一部改正について（諮問）

標記の件につきまして、個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正の趣旨を踏まえ、個人情報の定義の明確化及び要配慮個人情報の取扱いに関する規定の整備を行うほか、印西市個人情報保護条例で個人情報の定義を明確化することに伴い、印西市情報公開条例における不開示条項である「個人に関する情報」の規定において、「その他の記述等」の明確化を図るのための所要の改正を行います。

つきましては、印西市情報公開・個人情報保護審査会条例第2条第3号の規定により、印西市個人情報保護条例及び印西市情報公開条例の一部改正について諮問します。

印西市個人情報保護条例及び印西市情報公開条例の一部改正について

1 改正理由

個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正法が平成29年5月30日から施行され、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い及び非識別加工情報等の仕組みの導入について規定の整備が行われた。

政府が定める個人情報の保護に関する基本方針では、条例の見直しに当たっては、これらの法の内容を踏まえることが求められていることから、法改正の趣旨を踏まえ、本市の個人情報保護条例についても、改正を行う必要がある。

また、情報公開条例も個人情報保護条例の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 改正概要

(1) 個人情報保護条例

①個人情報の定義の明確化

「個人情報」の定義において、指紋データ、旅券番号等の「個人識別符号」(※1)が含まれるものは個人情報に該当することを明確化する。

②要配慮個人情報の取扱い

ア 要配慮個人情報の定義の明確化

人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪歴等の11項目の情報を「要配慮個人情報」(※2)として新たに定義し明確化する。また、当該情報を取扱う事務については、個人情報取扱事務届出書の別紙個人情報取扱事務届出事項にその旨を記載する。

イ 要配慮個人情報と個人情報保護条例第8条第2項の収集制限との関係  
現行の個人情報保護条例における、センシティブ情報(思想・信条・宗教・社会的差別の原因となる個人情報)を原則収集禁止とする規定については、センシティブ情報を要配慮個人情報に置き換え引き続き維持する。

ウ 個人情報保護条例第8条第2項第2号における同条第3項本文との関連性の整理

個人情報を収集する場合は、個人情報保護条例第8条第3項本文の規定により本人から収集することが原則となっており、この収集に際しては同時に実施機関が個人情報(要配慮個人情報)を収集することの同意がある(※3)ものと考えられることから、同条例第8条第2項第2号(本人の同意)と同条第3項本文(本人収集の原則)との関係を整理するため、同条第2項第2号において所要の規定の整備をする。

※1…個人識別符号

特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換し、又は個人に提供される役務の利用等に関して対象者ごとに割り当てられた文字、番号、記号その他の符号(例:DNAデータ、指紋データ、旅券番号、基礎年金番号、個人番号等)

## ※ 2 ・ 要配慮個人情報

①人種、②信条、③社会的身分、④病歴、⑤犯罪の経歴、⑥犯罪により害を被った事実、その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報（⑦身体障害、知的障害等があること、⑧健康診断等の結果、⑨保健指導、診療等情報、⑩刑事事件手続が行われたこと、⑪少年保護事件手続が行われたこと）

※改正法では、①～⑥は法律、⑦～⑪は政令で定めていることから、個人情報保護条例においても⑦～⑪は規則で定めることとする。

## ※ 3 ・ 本人から要配慮個人情報を収集した場合の同意の考え方 参考資料 4 を参照

### ③非識別加工情報の仕組みの導入

非識別加工情報制度の導入については、国における立法措置の検討状況や非識別加工情報の運用状況等を踏まえて検討していくこととする。

## ( 2 ) 情報公開条例

個人情報保護条例で個人情報の定義を明確化することに伴い、情報公開条例における不開示条項である「個人に関する情報」の規定において、「その他の記述等」の明確化を図ることとする。

※行政機関の保有する情報の公開に関する法律においても、今回の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正と併せて同様の規定の整備がなされている。

## 3 施行期日等

### ( 1 ) 施行期日

平成 3 1 年 4 月 1 日 ( ※ 4 )

## ※ 4 ・ 改正法の施行期日と条例の施行期日が異なる理由

非識別加工情報の仕組みの導入については、国や他の地方公共団体の動向を注視しながら検討してきたが、おおよその方向性が明らかになり、導入の可否を判断できる段階となったため。また、現行の個人情報保護条例において、「個人識別符号」は個人情報として解釈されており、「要配慮個人情報」についてはセンシティブ情報と概ね一致していることから、必ずしも改正法の施行期日に合わせるまでの必要性はなく、個人情報保護条例の運用においても支障は生じないため。

### ( 2 ) 経過措置

この条例の施行の際現に第 1 条の規定による改正後の印西市個人情報保護条例（以下「新条例」という。）第 2 条第 6 号に規定する実施機関が開始している新条例第 7 条第 1 項に規定する個人情報を取り扱う事務であって、当該個人情報に新条例第 2 条第 3 号に規定する要配慮個人情報を含むものについての新条例第 7 条第 1 項の規定の適用については、同項中「新たに開始しようとする」とあるのは「開始している」と、「あらかじめ（緊急か

つやむを得ない場合にあっては、当該個人情報取扱事務を開始した日以後、速やかに)」とあるのは「印西市個人情報保護条例及び及び印西市情報公開条例の一部を改正する条例（平成31年条例第 号）の施行後速やかに」とする。

#### 4 新旧対照表 別添のとおり

印西市個人情報保護条例施行規則の一部改正

新	旧
<p>第 1 条 (略)  <u>(要配慮個人情報)</u></p> <p>第 1 条の 2 <u>条例第 2 条第 3 号に規定する規則で定める記述等は、次の各号に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。</u></p> <p>(1) <u>身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第548号）第 4 条第 1 号に規定する総務省令で定める心身の機能の障害があること。</u></p> <p>(2) <u>本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果</u></p> <p>(3) <u>健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。</u></p> <p>(4) <u>本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。</u></p> <p>(5) <u>本人を少年法（昭和23年法律第168号）第 3 条第 1 項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。</u></p>	<p>第 1 条 (略)</p>
<p>第 2 条 (略)</p>	<p>第 2 条 (略)</p>
<p>第 3 条 (略)</p>	<p>第 3 条 (略)</p>

<p>2 <u>条例第7条第1項第8号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。</u>  (1)～(6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第4条～第20条 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p><u>別記第1号様式 (別紙のとおり)</u></p> <p>以下 (略)</p> <p>附 則  この規則は、平成31年4月1日から施行する。</p>	<p>2 <u>条例第7条第1項第7号の規定による実施機関が定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。</u>  (1)～(6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第4条～第20条 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p><u>別記第1号様式 (別紙のとおり)</u></p> <p>以下 (略)</p>
--	--

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（抜粋）

（定義）

第二条 （略）

- 2 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
    - 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
    - 二 個人識別符号が含まれるもの
  - 3 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。
    - 一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの
    - 二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
  - 4 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被つた事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 5～11 （略）

## 行政機関の保有する個人情報に関する法律施行令（抜粋）

（個人識別符号）

第三条 法第二条第三項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして総務省令で定める基準に適合するもの

イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列

ロ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ハ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

ニ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

ホ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

ヘ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

ト 指紋又は掌紋

二 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第六条第一項第一号の旅券の番号

三 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号

四 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十三条第一項第一号の免許証の番号

五 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コード

六 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号

七 次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された総務省令で定める文字、番号、記号その他の符号

イ 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第九条第二項の被保険者証

ロ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十四条第三項の被保険者証

ハ 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十二条第三項の被保険者証

八 その他前各号に準ずるものとして総務省令で定める文字、番号、記号その他の符号（要配慮個人情報）

第四条 法第二条第四項の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

一 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の総務省令で定める心身



の機能の障害があること。

二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

五 本人を少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

#### 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則（抜粋）

（身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号に関する基準）

第二条 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条第一号の総務省令で定める基準は、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換することとする。

（証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された文字、番号、記号その他の符号）

第三条 令第三条第七号の総務省令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次の各号に掲げる証明書ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 令第三条第七号イに掲げる証明書 同号イに掲げる証明書の記号、番号及び保険者番号

二 令第三条第七号ロ及びハに掲げる証明書 同号ロ及びハに掲げる証明書の番号及び保険者番号

（旅券の番号等に準ずる文字、番号、記号その他の符号）

第四条 令第三条第八号の総務省令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

一 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第四十七条第一項及び第二項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号

二 健康保険法施行規則第五十二条第一項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号

- 三 船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第三十五条第一項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
  - 四 船員保険法施行規則第四十一条第一項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
  - 五 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号
  - 六 出入国管理及び難民認定法第十九条の四第一項第五号の在留カードの番号
  - 七 私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）第一条の七の加入者証の加入者番号
  - 八 私立学校教職員共済法施行規則第三条第一項の加入者被扶養者証の加入者番号
  - 九 私立学校教職員共済法施行規則第三条の二第一項の高齢受給者証の加入者番号
  - 十 国民健康保険法施行規則（昭和三十二年厚生省令第五十三号）第七条の四第一項に規定する高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
  - 十一 国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第五十四号）第八十九条の組合員証の記号、番号及び保険者番号
  - 十二 国家公務員共済組合法施行規則第九十五条第一項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
  - 十三 国家公務員共済組合法施行規則第九十五条の二第一項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
  - 十四 国家公務員共済組合法施行規則第二百二十七条の二第一項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
  - 十五 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号）第九十三条第二項の組合員証の記号、番号及び保険者番号
  - 十六 地方公務員等共済組合法施行規程第百条第一項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
  - 十七 地方公務員等共済組合法施行規程第百条の二第一項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
  - 十八 地方公務員等共済組合法施行規程第一百七十六条第二項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
  - 十九 雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第十条第一項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
  - 二十 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第八条第一項第三号の特別永住者証明書の番号（要配慮個人情報）
- 第五条 令第四条第一号の総務省令で定める心身の機能の障害は、次に掲げる障害とする。
- 一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）別表に掲げる身体上の障害

- 二 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害
- 三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第一項に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。）
- 四 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（抜粋）

3-2-2 要配慮個人情報の取得（法第17条第2項関係）

法第17条（第2項）

- 2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。
- (1) 法令に基づく場合
  - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
  - (5) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、第76条第1項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合
  - (6) その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

要配慮個人情報（※1）を取得する場合には、あらかじめ本人の同意（※2）を得なければならない。ただし、次の（1）から（7）までに掲げる場合については、本人の同意を得る必要はない。

【法第17条第2項に違反している事例】

本人の同意を得ることなく、法第17条第2項第5号及び規則第6条で定める者以外がインターネット上で公開している情報から本人の信条や犯罪歴等に関する情報を取得し、既に保有している当該本人に関する情報の一部として自己のデータベース等に登録すること。

（※1）「要配慮個人情報」については、2-3（要配慮個人情報）を参照のこと。なお、要配慮個人情報の第三者提供には、原則として本人の同意が必要であり、オプトアウトによる第三者提供は認められていないので、注意が必要である（3-4-1（第三者提供の制限の原則）、3-4-2（オプトアウトによる第三者提供）参照）。

（※2）「本人の同意」については、2-12（本人の同意）を参照のこと。なお、個人情報取扱事業者が要配慮個人情報を書面又は口頭等により本人から適正に直接取得する場合は、本人が当該情報を提供したことをもって、当該

個人情報取扱事業者が当該情報を取得することについて本人の同意があったものと解される。

また、個人情報取扱事業者が要配慮個人情報を第三者提供の方法により取得した場合、提供元が法第17条第2項及び法第23条第1項に基づいて本人から必要な同意（要配慮個人情報の取得及び第三者提供に関する同意）を取得していることが前提となるため、提供を受けた当該個人情報取扱事業者が、改めて本人から法第17条第2項に基づく同意を得る必要はないものと解される。

県内の自治体における個人情報保護条例の改正状況

	改正時期	定義の明確化	要配慮個人情報		非識別加工情報の 仕組み
			取扱事務の届出	収集制限	
千葉県	30.3	○	様式○	○	×
千葉市	29.12	識別符号○ 要配慮×	×	×	×
銚子市	30.3	○	○	○	×
市川市	30.3	識別符号× 要配慮○	○	○	×
船橋市	30.3	○	○	×	×
館山市	未実施	-	-	-	-
木更津市	未実施	-	-	-	-
松戸市	30.3	○	○	×	×
野田市	30.3	○	様式○	○	×
茂原市	29.12	○	様式○	○	×
成田市	30.3	○	○	○	×
佐倉市	未実施	-	-	-	-
東金市	30.3	○	様式○	○(信条と社会的 差別のみに限定)	×
旭市	未実施	-	-	-	-
習志野市	30.3	識別符号○ 要配慮×	×	×	×
柏市	未実施	-	-	-	-
勝浦市	未実施	-	-	-	-
市原市	未実施	-	-	-	-
流山市	未実施	-	-	-	-
八千代市	未実施	-	-	-	-
我孫子市	未実施	-	-	-	-
鴨川市	未実施	-	-	-	-
鎌ヶ谷市	未実施	-	-	-	-
君津市	29.10	○	×	○	×
富津市	未実施	-	-	-	-
浦安市	29.12	○	○	○	×
四街道市	未実施	-	-	-	-
袖ヶ浦市	30.3	○	○	○	×
八街市	30.10	○	○	○	×
白井市	未実施	-	-	-	-
富里市	29.12	○	様式○	○	×
南房総市	30.3	○	○	○	×
匝瑳市	未実施	-	-	-	-
香取市	未実施	-	-	-	-
山武市	30.3	○	×	○	×
いすみ市	未実施	-	-	-	-
大網白里市	未実施	-	-	-	-

※「取扱事務の届出」欄の「様式○」とは、要配慮個人情報を届出事項として条例では規定していないが、規則で定める様式において要配慮個人情報を記載しているものをいう。